

野田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第3号

野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の6の33の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表の6の34の項とし、同表の6の32の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「31の項」を「32の項」に改め、同項を同表の6の33の項とし、同表の6の31の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表の6の32の項とし、同表の6の30の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「29の項」を「30の項」に改め、同項を同表の6の31の項とし、同表の6の29の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表の6の30の項とし、同表の6の28の項中「27の項」を「28の項」に改め、同項を同表の6の29の項とし、同表の6の27の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表の6の28の項とし、同表の6中26の項を27の項とし、25の項を26の項とし、同表の6の24の項中「22の項」を「23の項」に改め、同項を同表の6の25の項とし、同表の6の23の項中「21の項」を「22の項」に改め、同項を同表の6の24の項とし、同表の6中20の項から22の項までを1ずつ繰り下げ、19の項の次に次のように加える。

20 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく建築物に対する制限の	27, 000円
--	----------

適用除外に関する大規模の修繕又は大規模 の様替に係る認定の申請に対する審査
--

別表の9の3の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。